

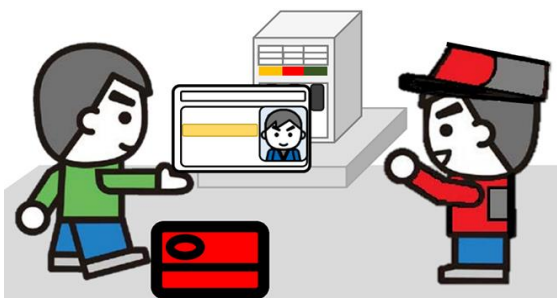
ガソリン販売時の注意点

販売について

ガソリンの容器への詰替え販売を行う場合、消防法令で

- ① 本人確認
- ② 使用目的の確認
- ③ 販売記録の作成

が義務付けられています。



詰替え行為について

ガソリン容器への詰替えは、セルフスタンドにおいても、**ガソリンスタンドの従業員**が行う必要があります。



詰替え方法について

容器を接地した状態で行う必要があります。

容器は車両の荷台から地盤面に降ろし、詰替えましょう。



容器について

ガソリンは**金属製容器**と一部の**プラスチック製容器**のみ乗用車で運搬可能です。



① 金属製容器の場合

- ・最大容積が**22リットル**のもの。

② プラスチック製容器の場合

- ・容器に「**UN表示**」及び「**容器記号3H1**」が記されているもの。
- ・最大容積が**10リットル**のもの。
- ・容器は製造日から**5年以内**のもの。



※ガソリンを入れる容器は、消防法令により一定の強度のある材質を使用することと容量が制限されています。

取扱い方法を守り

火災を予防

しましょう

【お問い合わせ先】

佐賀広域消防局

佐賀消防署 (33-6773)

北部消防署 (62-3442)

予防課危険物係 (33-6765)

多久消防署 (75-2191)

小城消防署 (66-1541)



ホームページ



Facebook

南部消防署 (45-6442)

神埼消防署 (52-3291)